

久喜市企業誘致条例

久喜市企業誘致条例（平成22年久喜市条例第257号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、企業の誘致の促進及びこれに必要な助成措置を講ずることにより、本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「企業」とは、営利の目的をもって事業を営む者をいう。

2 この条例において「事業所」とは、企業がその用に供するために設置する工場、倉庫、事務所、研究所その他これらに類するもの及びこれらに附属した関連施設をいう。

3 この条例において「特定地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域（ただし、同法第7条第3項に規定する市街化調整区域に定めているものに限る。）をいう。

4 この条例において「新設」とは、市内に事業所を有しない企業が市内に所有し、購入し、又は賃借等をする土地に新たに事業所を設置することをいう。

5 この条例において「増設」とは、市内に事業所を有する企業が事業規模を拡大する目的で、既設事業所を廃止することなく、市内の別の場所に新たに購入した特定地域の土地に事業所を設置することをいう。

6 この条例において「移設」とは、市内に事業所を有する企業が事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止し、市内の別の場所に新たに購入した特定地域の土地に既設事業所と比較し、敷地面積が1,500平方メートル以上かつ延床面積500平方メートル以上増加する事業所を設置することをいう。

7 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第

154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

8 この条例において「常時雇用従業員」とは、事業所において常時勤務をする従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であつて、事業所を新設、増設又は移設(以下「新設等」という。)する企業と雇用関係にあるものに限る。)をいう。

9 この条例において「新規雇用従業員」とは、事業所の新設等に伴い、新たに雇用される常時雇用従業員をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、第6条第1項の規定による助成金の交付を受けることができる者としての指定(以下「指定」という。)を行つた企業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(助成金の種類等)

第4条 助成金の種類及び助成金額は別表のとおりとし、助成金の交付は、助成金の種類ごとに1回限りとする。

2 前項に掲げる助成金の種類ごとの交付要件及び対象期間は、規則で定める。

(指定の申請)

第5条 指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をするものとする。

(指定企業の指定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、次に掲げる指定の要件(以下「指定要件」という。)に該当すると認めるときは、指定を行うものとする。この場合において、当該指定は、助成措置の対象となる一の企業につき1回限りとする。

- (1) 事業所の新設等をする企業であること。
- (2) 事業所が規則で定めるいずれかの事業の用に供されるものであること。
- (3) 事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上であること。

- (4) 事業所の延床面積が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 事業所において常時雇用従業員の数が10人以上であること。ただし、中小企業者はこの限りでない。

2 前項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）が操業を開始したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（指定事項の変更等の手続）

第7条 指定企業は、第5条に規定する指定の申請の内容に変更があったとき又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより、指定事項の変更等について速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、規則で定めるところにより、指定事項の変更等について承認するものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、規則で定めるところにより、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

（指定及び助成金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定又は助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定要件又は助成金の交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により指定又は助成金の交付決定若しくは助成金の交付を受けたと判明したとき。
- (3) 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。）を発生させ、その排除のために必要な措置を講じなかったと

き。

(4) 市税を滞納したとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該助成金が交付されているときは、規則で定めるところにより、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(指定企業の地位の承継)

第12条 合併、事業の譲渡その他の事由により指定企業の事業を承継した者（以下「承継者」という。）は、その承継があった日以後速やかに指定企業の地位の承継について市長の承認を受けなければならない。

2 承継者は、前項に規定する承認を受けるときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定めるところにより、当該指定企業の地位の承継を承認するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成金の種類	助成金額
雇用促進助成金	新規雇用従業員1人当たり10万円を乗じて得た額とし、限度額を300万円（当該事業所が本社機能（企業の総務部門、経理部門、企画部門、事業統括部門その他これらに類する部門で

	<p>あって、企業の中核機能をいう。)を有する場合は、500万円)とする。</p>
障がい者雇用促進助成金	<p>新規雇用従業員のうち、障がい者1人当たり30万円を乗じて得た額とする。</p>
太陽光発電設備設置助成金	<p>太陽光発電設備の出力値に出力1キロワット当たり5万円を乗じて得た額とし、限度額を250万円(当該事業所が省エネルギー性能優良施設(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る評価を行う機関の認証を受けた施設のうち、一定の水準を満たすものとして市長が別に定めるものをいう。)である場合は、500万円)とする。</p>